

第3回口頭弁論に127人が参加。 櫻井美香さん、原弘子さんが意見陳述



新・人間裁判の第3回口頭弁論が7月29日(水)、10時半から札幌地方裁判所で行われました。原告40人、弁護士や支援者合わせて127人が参加しました。

地裁前集会、2人の原告が決意表明。支援団体からの激励受け、入り口までパレード



札幌地裁前で行われた集会では、原告を代表して鳴海真樹子さん(白石区)と深田利夫さん(東区)が決意表明を行いました(次号以降で紹介します)。



支援団体からの激励の挨拶は、全日本年金者組合北海道本部の渡部務委員長、札幌社会保障推進協議会斉藤浩司事務局長からいただきました。



「みなさんの闘いは、国が国民に保障すべき『健康で文化的な最低限度の生活』を国に問う壮大な闘い。私達との関係では老後の生活を保障する年金制度の目安ともなる大事な生活保護基

準です。全力で応援します」(渡部委員長)



「労働者の分野では、安心して生活できる賃金を保障せよと、最低賃金は生保基準並みの時給千円を要求して闘っています。

なのに生保基準が引き下げられたら、最低賃金は頭打ちとなります。労働者にとっても大事な制度、これを守るために共にがんばりましょう」(斉藤事務局長)

集会終了後、原告団長を先頭に、入廷(写真・右)。この日の口頭意見陳述には、櫻井美香さん(手稲区・35才)、原弘子さん(小樽市・69才)の2人が起ちました(次号以降で紹介します)。



教育文化会館で報告会を開く

口頭弁論終了後、11時40分から教育文化会館で報告会が行われました(写真・下)。

肘井博行共同代表の開会の挨拶で始まり、後藤昭治原告団団長、内田信也弁護団団長が挨拶をしました。そして、渡辺達生弁護団事務局長が第3回口頭弁論の特徴を報告しました。

最後に、三浦誠一事務責任者より、8月29日(土)の「良くする会」の総会を成功させよう等の行動提起がされました。

第4回口頭弁論は、10月14日(水)午後2時です。

